

社会福祉法人 大和福寿会

評議員・役員報酬に関する規程

## 評議員・役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和福壽会（以下「法人」という。）の定款の規定により法人の評議員及び役員の報酬に関する基準等を定めるものである。この規程に記載のない事項については、法人の職員給与規程を準用するものとする。

(評議員報酬等基準)

第2条 定款第8条の規定による評議員報酬について、以下のとおり定める。

(1) 評議員会出席の報酬等

名 称	報 酬	実費弁償限度額
評議員出席報酬等	5,000 円	2,000 円
理事(非常勤のみ)出席報酬等	5,000 円	2,000 円
監事出席報酬等	5,000 円	2,000 円

(2) 評議員会に関する業務報酬等日額

名 称	報 酬	実費弁償限度額
評議員業務報酬等日額	5,000 円	2,000 円
理事(非常勤のみ)出席報酬等	5,000 円	2,000 円
監事業務報酬等日額	5,000 円	2,000 円

(役員報酬等基準)

第3条 定款第22条の規定による役員(理事及び監事)報酬の基準について、以下のとおり定める。

(1) 評議員会及び理事会出席の報酬等

名 称	報 酬	実費弁償限度額
理事(非常勤のみ)出席報酬等	5,000 円	2,000 円
監事出席報酬等	5,000 円	2,000 円

(2) 理事会及び監事監査に関する業務報酬等日額

名 称	報 酬	実費弁償限度額
非常勤理事業務報酬等日額	5,000 円	2,000 円
監事監査指導報酬等日額	5,000 円	2,000 円

H29.3.12 制定評議員・役員報酬に関する規程 (H29.4.1 施行)

なお、監事の報酬は、勤務実態に即した業務報酬等日額のみとし、監事の地位であることに対する報酬は、支払わない。

(3) 会長及び専務・常務理事の報酬

会長及び専務・常務理事の年間報酬額の合計は、2千万円を限度とし、その範囲内で、以下のとおり月額報酬基準に基づき支給する。

なお、会長及び専務・常務理事が施設長・管理者・院長（以下「施設長等」という。）の職務を兼ねる場合には、施設長等として支給されている給与は、役員報酬に含めない。また、一般職員として支給されている給与も、役員報酬に含めない。

会長及び専務・常務理事の月額支払報酬基準（円）

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	110,000	210,000	310,000	520,000	800,000
2	120,000	220,000	330,000	550,000	850,000
3	130,000	230,000	350,000	580,000	900,000
4	140,000	240,000	370,000	610,000	950,000
5	150,000	250,000	390,000	640,000	1,000,000
6	160,000	260,000	410,000	670,000	1,050,000
7	170,000	270,000	430,000	700,000	1,100,000
8	180,000	280,000	450,000	730,000	1,150,000
9	190,000	290,000	470,000	760,000	1,200,000
10	200,000	300,000	500,000	790,000	1,250,000

※交通費は、職員給与等支払規則に準拠し支給することができる。